

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

A1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の認定年月日（資格取得年月日）はいつですか？

• [令和7年12月31日以前](#)

• [令和8年1月1日以降](#)

※再雇用、移籍異動で資格を再取得した方で以前の資格から継続して扶養に入っている場合は
[令和7年12月31日以前](#)へお進みください。

※認定年月日（資格取得年月日）は以下の方法で確認してください。

健康保険証 家族（被扶養者） 令和 年 月 日 交付
記号 番号 (扶養)
氏名
性別
生 年 月 日 平成 年 月 日
認定年月日 令和 年 月 日
被保険者氏名
札幌市中央区大通西3丁目11番地
保険者番号 06010516
保険者名称 北海道電力健康保険組合
電話 (011) 251-4237

健康保険証 家族（被扶養者） 発行No. 令和 年 月 日 交付
記号 番号 (扶養)
氏 名
生 年 月 日 昭和 年 月 日 性 別
認定年月日 令和 年 月 日
被保険者氏名
有効期限 令和 年 月 日
保険者番号 06010516
保険者名称 北海道電力健康保険組合
保険者所在地 北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地
電話番号 011-251-4237

資格情報のお知らせ
発行通番 令和 年 月 日 交付
家族（被扶養者） 北海道電力健康保険組合
記号 番号 (扶養) 保険者番号 06010516
氏名
資格取得年月日 令和 年 月 日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

マイナ保険証の利用登録をされている場合は、マイナポータルにログイン後の健康保険証の資格情報でもご確認いただけます。

ログイン後トップページの健康保険証を選択します。

健康保険証についての画面が表示されます。
表示された内容をご確認ください。

マイナポータル

マイナポータル

健康保険証

マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナポータル

マイナポータル

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

B1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は調査票記入時点で学生ですか？

※「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等（予備校生を含む）学業を主としている方を指します。

※令和8年度3月末以降に卒業した場合は、その旨調査票⑯備考欄に記入ください。

例） 令和8年3月 大学卒業

- [学生](#)
- [学生ではない](#)
- [令和7年4月～現在までに休学していた期間がある](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

B2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は調査票記入時点で学生ですか？

※「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等を指します。

※令和8年度3月末以降に卒業した場合は、その旨調査票⑯備考欄に記入ください。

例） 令和8年3月 大学卒業

- [学生](#)
- [学生ではない](#)
- [令和7年4月～現在までに休学していた期間がある](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

C1

被保険者（従業員）の方と扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は同居していますか？
別居していますか？

※扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が被保険者（従業員）の持ち家に居住している場合は「同居している」へお進みください。

- [同居している](#)
- [別居している](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

C2

被保険者（従業員）の方と扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は同居していますか？
別居していますか？

※扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が被保険者（従業員）の持ち家に居住している場合は「同居している」へお進みください。

- [同居している](#)
- [別居している](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

D1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和7年1月～令和7年12月（支払日が令和7年1月1日～令和7年12月31日）の間に収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付など継続して得られるすべてのものを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」にお進みください。

（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

D2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和7年1月～令和7年12月（支払日が令和7年1月1日～令和7年12月31日）の間に収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

D3

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和7年1月～令和7年12月（支払日が令和7年1月1日～令和7年12月31日）の間に収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

E1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月～令和7年12月（支払日が令和7年1月1日～令和7年12月31日）にあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

E2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月～令和7年12月（支払日が令和7年1月1日～令和7年12月31日）にあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

E3

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月～令和7年12月（支払日が令和7年1月1日～令和7年12月31日）にあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F3

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F4

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F5

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F6

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F7

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F8

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

F9

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和7年1月1日～令和7年12月31日
までに支払われた給与収入の総支給額は100万円以上でしたか？

※収入は非課税通勤費を含む総支給額です。

※社会保険料等を控除する前の総支給額で回答してください。

※勤務した期間ではなく、支給された期間で確認してください。

- [100万円未満](#)
- [100万円以上](#)
- 130万円を超過している方は[こちら](#)
（60歳以上または障害年金を受給する程度の障がい者は180万円）

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付など継続して得られるすべてのものを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G3

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G4

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G5

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G6

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G7

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G8

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G9

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G10

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G11

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G12

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G13

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G14

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G15

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G16

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G17

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G18

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G19

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G20

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G21

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G22

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G23

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G24

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G25

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G26

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G27

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G28

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G29

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G30

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G31

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G32

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G33

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G34

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G35

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G36

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G37

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G38

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

G39

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）は令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までに収入がありましたか？

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、株などの配当、年金収入、雇用保険失業給付などを含みます。

※事業収入がある方で所得税法上の経費を控除すると所得が0円となる場合についても「収入があった」に進んでください。（健康保険では原材料費など事業のために直接必要な経費のみを経費として認めています。）

- [収入があった](#)
- [収入がなかった](#)

[最初に戻る](#)

H1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H3

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H4

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H5

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H6

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H7

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H8

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H9

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H10

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H11

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H12

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H13

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H14

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H15

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H16

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H17

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H18

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H20

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H21

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H22

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H23

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H24

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H25

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H26

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H27

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H29

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H30

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H31

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H32

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H33

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

H34

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H35

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [給与収入](#)
- [事業収入](#)
- [不動産収入](#)
- [株等の配当金](#)
- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [雇用保険失業給付](#)
- [給与収入と事業収入](#)
- [給与収入と株等の配当金](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H36

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H37

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H38

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

H39

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）が令和8年1月～現在（支払日が令和8年1月1日～現在）までにあった収入の種類を以下から選択してください。

- [年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [給与収入と年金収入（障害年金・遺族年金含む）](#)
- [その他の収入](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

12

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

13

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

4

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

15

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

16

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

17

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

18

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

19

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

110

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

11

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

112

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

113

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

114

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

115

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

116

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

117

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

118

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

119

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

120

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

121

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

122

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

123

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

124

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

125

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

126

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

127

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

128

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

129

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

130

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

131

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

132

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

133

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

134

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

135

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

136

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

137

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

138

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

139

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

140

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

41

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

142

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

143

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

144

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

145

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

146

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

147

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

148

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

149

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

150

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

151

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

152

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

153

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

154

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

155

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

156

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

157

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

158

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

159

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

160

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

161

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

162

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

163

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の勤務先および勤務状況について以下から選択してください。

- [令和7年と令和8年は同一勤務先で勤務し、同程度の働き方（収入）である](#)
- [令和7年と令和8年は同一勤務先だが、雇用契約の変更等で働き方（収入）が変わった](#)
- [令和7年と令和8年は勤務先が異なる](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J2

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J3

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J4

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J5

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J6

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J7

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J8

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J9

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J10

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J1 1

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J12

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J13

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J14

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J15

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J16

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J17

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J18

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J19

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

J20

扶養調査の対象者（添付書類を確認する扶養者）の続柄について以下から選択してください。

- [配偶者](#)
- [配偶者以外](#)

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

KO

詳細な内容をお伺いしたうえで添付書類をご案内させていただきますので、
以下の連絡先までご連絡ください。

連絡先 北海道電力健康保険組合
外線：011-251-4237
内線：80-2589

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K1-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K1-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K1-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K2-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K2-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K2-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K3-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K3-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K3-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K4

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K5

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K6

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K7

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K8

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K9

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K10

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K10-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K10-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K10-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K11

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K11-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K11-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K11-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K12

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K12-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K12-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K12-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K13

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K14

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K15

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K16

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K17

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K18

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K19

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K19-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K19-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K19-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K20

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K21

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K22

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分配当金明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K23

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K24

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K25

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K26

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K26-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K26-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K26-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K27

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K28

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K29

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K30

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K31

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K32

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K33

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K33-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K33-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K33-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K34

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K35

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも可	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K36

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
4	令和7年中に売却した株の購入価格と売却価格のわかる取引報告書等の明細 ※令和7年1月～12月の間に株を売却した場合のみご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K37

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K38

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K39

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K40

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K40-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K40-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K40-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K41

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K42

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K43

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K44

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K45

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K46

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K46-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K46-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K46-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K47

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K48

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K49

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K50

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K51

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K52

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K53

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K53-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K53-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K53-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K54

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合は、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K54-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K54-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K54-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K55

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K56

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K57

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K58

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K59

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。
書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。
※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分配当金明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K60

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分配当金明細	

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K61

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K62

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合または、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K63

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K64

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合は、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K65

- ご提出いただく添付書類はありません。

調査票の⑫前年分収入と⑬当年分収入の欄に「〇円」および⑮現時点の収入の欄の「無」に〇
をご記入のうえご提出ください。

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K66

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月以降に卒業した場合は、調査票⑩備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K67

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K67-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K67-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K67-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K68

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K68-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K68-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K68-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K69

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K69-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K69-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K69-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K70

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K71

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも可	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K72

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K73

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K74

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K75

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K76

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K76-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K76-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K76-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K77

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K77-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K77-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K77-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K78

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K78-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K78-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K78-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K79

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K80

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K81

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K82

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K83

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K84

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K85

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K85-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K85-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K85-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K86

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K87

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K88

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K89

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K90

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K91

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K92

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K92-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K92-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K92-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K93

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K94

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K95

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K96

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K97

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K98

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K99

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K99-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K99-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K99-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K100

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K101

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K102

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
4	令和7年中に売却した株の購入価格と売却価格のわかる取引報告書等の明細 ※令和7年1月～12月の間に株を売却した場合のみご提出ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K103

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K104

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K105

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K106

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K106-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K106-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K106-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。
※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K107

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K108

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K109

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K110

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K111

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K112

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K112-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K112-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K112-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K113

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K114

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも可	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K115

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K116

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K117

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K118

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K119

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K119-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K119-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K119-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K120

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K120-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K120-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K120-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K121

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K122

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K123

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。
書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。
※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K124

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも可	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K125

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分配当金明細	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K126

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K127

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K128

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K129

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K130

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄に記入	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K131

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※**ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。**

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

1	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K132

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年度所得証明書または令和8年度市・道民税証明書（令和7年分の収入が記入されているもの） ※令和8年3月に卒業した場合は備考欄にその旨記入のうえ証明書の添付は不要です。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K133

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K133-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K133-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K133-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K134

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K134-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K134-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K134-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K135

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K135-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K135-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K135-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K136

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K137

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも可	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K138

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K139

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K140

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K141

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K141-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K141-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K141-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K142

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K142-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K142-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K142-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K143

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K143-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K143-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K143-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K144

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K145

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K146

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K147

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K148

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K149

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K149-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K149-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K149-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K150

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K151

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K152

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K153

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K154

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K155

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K155-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K155-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K155-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K156

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K157

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K158

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K159

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K160

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※経費が確認できる明細がある場合は明細でも結構です。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K161

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K161-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K161-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K161-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K162

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K163

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K164

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
4	令和7年中に売却した株の購入価格と売却価格のわかる取引報告書等の明細 ※令和7年1月～12月の間に株を売却した場合のみご提出ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K165

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K166

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべて	☐
2	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っていない場合は不要	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K167

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K167-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K167-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K167-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K168

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K169

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K170

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K171

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K172

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K172-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K172-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分配当金明細	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K172-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
3	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K173

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K174

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K175

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K176

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K177

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K178

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K178-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K178-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K178-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K179

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K180

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K181

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分配当金明細	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K182

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K183

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K184

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K184-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K184-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K184-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K185

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K186

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K187

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分配当金明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K188

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K189

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K190

- ご提出いただく添付書類はありません。

調査票の⑫前年分収入と⑬当年分収入の欄に「〇円」および⑮現時点の収入の欄の「無」に〇
をご記入のうえご提出ください。

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K191

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K191-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K191-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K191-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K192

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K193

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K194

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分配当金明細	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K195

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K196

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
2	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K197

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください （手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K198

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K198-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K198-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分配当金明細	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K198-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分給与明細 3 か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
2	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K199

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K200

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも可	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K201

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分配当金明細	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K202

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
2	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K203

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	在学証明書または学生証 ※在学証明書は令和8年4月1日以降交付されたものをご提出ください。 ※学生証は有効期限がわかるよう両面コピーしてください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K204

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K204-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K204-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K204-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K205

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K205-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K205-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K205-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K206

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K206-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K206-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K206-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K207

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K208

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K209

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K210

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K211

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K212

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K213

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K213-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K213-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K213-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K214

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K214-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K214-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K214-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K215

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K215-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K215-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K215-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K216

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K217

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K218

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K219

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K220

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K221

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K222

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K222-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K222-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K222-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K223

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K223-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K223-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K223-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K224

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K224-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K224-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K224-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K225

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K226

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K227

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分配当金明細	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K228

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K229

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K230

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K231

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K231-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K231-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K231-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K232

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K232-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K232-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K232-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K233

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K233-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K233-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K233-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K234

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K235

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K236

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K237

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。
※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K238

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K239

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K240

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K240-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K240-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K240-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K241

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K241-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K241-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K241-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K242

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K242-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K242-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K242-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K243

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K244

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K245

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K246

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K247

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K248

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K249

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K249-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K249-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K249-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K250

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K250-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K250-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K250-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K251

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K251-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K251-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K251-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K252

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K253

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K254

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K255

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K256

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K257

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K258

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K258-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K258-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K258-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K259

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K259-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K259-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K259-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K260

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K260-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K260-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K260-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K261

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K262

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K263

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書 ※確定申告を行っていない場合は令和7年分配当金明細すべてをご提出ください。	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書 ※確定申告を行っている場合のみご提出ください。	☐
4	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K264

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K265

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K266

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年確定申告書	☐
3	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K267

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K267-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K267-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K267-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K268

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K268-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K268-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K268-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K269

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K269-1

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	（様式2）令和8年事業収入明細	
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K269-2

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K269-3

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
6	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
7	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
8	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K270

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K271

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	（様式2）令和8年事業収入明細 ※収入額が確認できる明細等がある場合は明細でも結構です。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K272

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分配当金明細 ※令和7年に保有していない銘柄がある場合のみご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K273

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。
※年金から介護保険料が控除されて支払われている場合は、控除前の年金支払額が収入となります。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	令和8年分年金振込通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和8年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K274

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	雇用保険受給資格者証 ※両面コピーしてください。 ※健保組合に提出済の場合は、その旨を備考欄へご記入ください。	☐
6	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
7	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K275

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年確定申告書	☐
4	令和7年損益計算書または収支内訳書	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K276

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K277

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K278

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K279

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K280

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K281

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K282

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K283

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K284

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K285

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K286

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K287

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K288

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K289

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございましたので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	働き方が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K290

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	勤務先が変わってから支払われた給与明細3か月分 ※令和8年1月1日以降に支払われた明細をご提出ください。	☐
5	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
6	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K291

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K292

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K293

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K294

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票または令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
2	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
3	（様式1）令和7年・8年収入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
4	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)

誤って選択した場合やファイルを開いたときにA1のページが表示されていない場合は
右下の[最初に戻る](#)から戻り、A1のページから選択しはじめてください

K295

ご提出いただく添付書類は以下のとおりです。

書類がそろいましたら添付書類一覧にチェックのうえ添付書類とあわせてご提出ください。

※ページ指定のうえ印刷してください（一括印刷にご注意ください）。

※所定様式以外の添付書類は全てコピー（スマートフォンで撮影したものでも可）のうえ切り取らずにご提出ください。本書をご提出いただいた場合はお申し出がない限り返却いたしません。

※令和7年または令和8年の収入が扶養限度額を超過する可能性がある方は手続きが必要な場合がございますので、ご提出前に健保組合までご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

※提出期限までにすべて提出できない場合は連絡欄に不足書類および提出時期をご記入のうえ、ご用意できたものを先にご提出ください。

【添付書類一覧】 1と2の書類はいずれかをご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	令和7年源泉徴収票および令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細3か月分	☐
2	令和7年1月1日～令和7年12月31日に支払われた給与明細すべて	☐
3	令和7年分年金振込（改定）通知書または源泉徴収票または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※令和7年に遡及精算分が支払われた場合は、年金決定通知書・支給額変更通知書をご提出ください。	☐
4	（様式1）令和7年・8年收入内訳書 ※令和7年1月～令和8年12月まで給与収入がある（見込み含む）すべての月についてご記入ください。	☐
5	調査対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください（手渡し不可）。	☐

ご提出いただいた添付書類で状況が確認できない場合は追加提出をお願いすることがあります。

【連絡欄】

[最初に戻る](#)